

## 運営法人選定方法

秦野市教育・保育施設運営法人選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、第一次審査では、運営法人選定基準（別紙5）に示す各審査項目に係る提案内容の書類審査を行い、第二次審査に進む運営法人を選定する。

第二次審査では、プレゼンテーション及び面接を実施し、各委員の評価点と選定委員会の協議による総合的な評価により運営法人を選定する。

運営法人の決定は選定委員会の選定結果を踏まえ、最終的に秦野市が行う。

- 1 第一次審査（書類審査）※令和5年3月20日（月）実施  
第二次審査への通過要件は、次のとおりとする。
  - (1) 応募法人のうち評価点の高い方から5番目までが第二次審査に進むことができる。
  - (2) 第二次審査に出席できない場合は、選定対象から除外する。
  
- 2 第二次審査（プレゼンテーション及び面接）※令和5年4月19日（水）実施  
第一次審査での評価点を基本として、第二次審査において、各審査項目を再評価する（第一次審査の評価点は、第二次審査に引き継がない）。
  - (1) プレゼンテーション
    - ア 時間  
10分以内とし、時間超過した際は、説明途中であっても、終了とする。
    - イ 内容
      - (ア) 幼児教育・保育に対する理念について
      - (イ) 目指す園の姿について
      - (ウ) 公私連携に対する理解について
      - (エ) 幼児教育・保育の質の充実、確保について
    - ウ 出席者  
3名以内とし、運営法人の理事長、園長予定者、主幹保育教諭予定者及び会計担当等の法人の代表者として責任を持って対応できる者とする。
    - エ 方法  
園運営のイメージが伝わりやすいよう、パワーポイントなどの使用を可とする。
  - (2) 面接
    - ア 時間  
20分程度
    - イ 方法  
応募書類やプレゼンテーションの内容について、各委員が質問する。